（粧工会様式　１）

化粧品証明書発給申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　　　項 | ☐１．製造販売業又は製造業に関する証明　　　（粧工会様式２－１又は２－２） |
| ☐２．製造（輸入）及び販売に関する証明（粧工会様式３） |
| ☐３．製造（輸入）に関する証明　　　（粧工会様式４－１又は４－２） |
| 品　目　（　製　品　）　名 |  |
| 製　造　所　等　の　名　称 |  |
| 製　造　所　等　の　所　在　地 |  |
| 証 明 書 提 出 先 国 等（部 数） |  |
| 備　　　　　考 | **厚生労働省証明分の申請** |

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

令和　　年　　月　　日

住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

日本化粧品工業会証明書発給者　殿

 (様式1)

化粧品証明書発給申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | □　　1．製造販売業又は製造業に関する証明　　　　　(様式2―1又は様式2―2)□　　2．製造(輸入)及び販売に関する証明(様式3)□　　3．製造(輸入)に関する証明(様式4―1又は様式4―2) |
| 品目(製品)名 | 　 |
| 製造所等の名称 | 　 |
| 製造所等の所在地 | 　 |
| 証明書提出先国等(部数) | 　 |
| 備考 | 　 |

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　住所：(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

　　　　　　　氏名：(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

厚生労働省医薬局○○○課長　殿

(注意)

1．用紙の大きさは、A4とすること。

2．この申請書は、正本1通提出すること。

3．書式は、ワープロ等を用いて作成すること。

4．事項欄には、該当する証明事項にレ印を付けること。

5．品目(製品)名欄には、該当する名称を記載し、輸出用名称を(　　　　)を付して添記すること。なお、事項欄の1に該当する場合は記載を要しないこと。

6．製造所等の名称欄及び製造所等の所在地欄には、総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の名称及び所在地又は製造所の名称及び所在地を記載すること。

7．証明書提出先国等欄には、該当する証明事項ごとに証明書提出先国等を記載すること。証明書を2通以上必要とする場合においては、提出先国等ごとの通数を記載すること。

8．備考欄には、国からの証明が必要となる理由を記載すること。

9．課名は、製造販売業者に関する証明(様式2―1)を申請する場合は「医薬安全対策」と、それ以外の場合は「医薬品審査管理」と記載すること。

10．本申請書には、発給を申請する証明書用紙を添付すること。証明書用紙は原則として正副2通とするが、同一国に証明書を2通以上必要とする場合には必要な枚数の正本及び副本1部を添付すること。

　なお、備考欄に2通以上必要とする理由を記載すること。

 (様式２－１)

証　明　書

　日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第１２条第１項の規定により許可された化粧品製造販売業者であることを証明します。

製造販売業者名(又は主たる機能を有する事務所の名称)：

所在地：

許可番号：

厚薬　第　　　　　号

年　　月　　日

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長

 (Form No.2-1)

**MINISTRY OF HEALTH， LABOUR AND WELFARE**

**GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU， TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

 It is hereby certified that (Name of the Marketing Authorization Holder)， (Address) is a cosmetic marketing authorization holder licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 12 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of the Marketing Authorization Holder:

(or Name of the Office for General Marketing Manager)

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

（医薬安全対策課長名）

Director, Pharmaceutical Safety Division

Pharmaceutical Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

 (様式２－２)

証明書

　日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第１３条第１項の規定により許可された化粧品製造業者であることを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

許可番号：

厚薬　第　　　　　号

年　　月　　日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長

 (Form No.2-2)

**MINISTRY OF HEALTH， LABOUR AND WELFARE**

**GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU， TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

 It is hereby certified that (Name of the Manufacturer),(Address) is a cosmetic manufacturer licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Licence Number:

No.

TOKYO, date

（医薬品審査管理課長名）

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

 (様式２－２)

証明書

　日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第１３条の２の２第１項の規定により登録された化粧品製造業者であることを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

登録番号：

厚薬　第　　　　　号

年　　月　　日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長

 (Form No.2-2)

**MINISTRY OF HEALTH， LABOUR AND WELFARE**

**GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU， TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

 It is hereby certified that (Name of the Manufacturer),(Address) is a cosmetic manufacturer registered in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13-2-2 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of Manufacturing Site:

Address:

Registration Number:

No.

TOKYO, date

（医薬品審査管理課長名）

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

 (様式３)

証明書

　日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名：

厚薬　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長

 (Form No.3)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE**

**GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

　It is hereby certified that the following cosmetic product(s) marketed by (Name of the Marketing Approval Holder),(Address) is(are) manufactured(imported) under our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

（医薬品審査管理課長名）

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

 (様式４－１)

証明書

　日本国厚生労働省は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

厚薬　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長

 (Form No.4-1)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE**

**GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

　It is hereby certified that the following cosmetic product(s) exported by (Name of the Marketing Approval Holder),(Address) is(are) manufactured(imported) under our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

（医薬品審査管理課長名）

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

 (様式４－２)

証明書

　日本国厚生労働省は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造(輸入)された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

厚薬　第　　　　　号

　　　年　　月　　日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長

 (Form No.4-2)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE**

**GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**CERTIFICATE**

　It is hereby certified that the following cosmetic product(s) manufactured (imported) by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) manufactured(imported) under our supervision as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s):

No.

TOKYO, date

（医薬品審査管理課長名）

Director, Pharmaceutical Evaluation Division

Pharmaceutical Safety Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare